

「指定訪問介護」重要事項説明書

訪問介護ステーションいぶき

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山県指定 第3373700891号)

当事業所は利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容等ご利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸輝会
- (2) 法人所在地 岡山県岡山市国府市場985-1
- (3) 電話番号 086-275-0220
- (4) 代表者氏名 理事長 國富 隆夫
- (5) 設立年月 昭和47年 4月 1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成29年10月1日指定
岡山県 第3373700891号
- (2) 事業の目的 要介護状態にあり、在宅生活を送られる高齢者に対して、適正な訪問介護を提供し、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 (本体事業所) 訪問介護ステーションいぶき
(サテライト事業所) 訪問介護ステーションいぶき
サテライトはっぴーらいふ
- (4) 事業所の所在地 (本体事業所) 美作市川北1089
(サテライト事業所) 美作市福本149-2
- (5) 電話番号 (本体事業所) 0868-75-0041
(サテライト事業所) 0868-75-3666
- (6) 事業所長氏名 芦田 誠
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態となることを予防するために、計画的に目標を設定し適切な訪問介護を行うものとする。
- (8) 開設年月日 平成29年 10月 1日

(9) 事業所が行っている他の事業

当事業所では、つぎの事業も合わせて実施しています。

[短期入所生活介護]

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

(本体事業所) 通常の事業の実施地域は、美作市(旧作東町・旧美作町・旧大原町)とする。

(サテライト事業所) 通常の事業の実施地域は、美作市(旧英田町・旧美作町)・美咲町・赤磐市とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日(本体事業所) 月曜日～土曜日

(サテライト事業所) 月曜日～金曜日

営業時間(本体事業所) 8時30分から18時00分

(サテライト事業所) 8時30分から17時30分

休日 原則：国民の祝日、8月14日から8月15日まで、及び12月31日～1月3日、臨時休業 悪天候の場合、職員の研修等

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	配置人数	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1名		1名	1名	従業者及び業務の管理
2. サービス提供責任者	3名		2名	2名	調整、苦情処理等
3. 訪問介護員	3名	3名以上	4名以上	2.5名以上	訪問介護サービスの提供

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割～7割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

- 身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
- 生活支援
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をします。

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿った訪問介護計画により実施いたします。

①身体介護

- 入浴介助……………入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などします。
- 排泄介助……………排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助……………食事の介助を行います。
- 体位変換……………体位の交換を行います。
- 外出介助……………通院介助は行いません。
- その他……………服薬の介助。

②生活支援

- 調理……………利用者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
- 洗濯……………利用者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)
- 掃除……………利用者の居室、台所、トイレ、浴室やポータブルトイレの掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、家具移動、大掃除、庭の草取り等の敷地の掃除は行いません。)
- 買い物……………利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。
(御家族様の買物は行えません。 預金・貯金の引き出しや預け入れは行えません)

<注意事項>

- ・花のみずやり、ヘルパーの運転する車への同乗、貯金通帳及び印鑑等の預かりはいたしません。
- ・原則、自宅等の鍵は預かれません。
- ・訪問看護師に依頼すべき行為はいたしません。

下記の医療行為以外は行えません。

- ①水銀体温計・電子体温計による腋下での体温測定、及び耳式電子体温計による外耳道での体温測定
- ②自動血圧測定器による血圧測定
- ③在宅で動脈血酸素飽和度を測定するためのパルスオキシメーターの装置
- ④軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること(ガーゼ交換など)
- ⑤容体が安定している場合の予薬、点眼、湿布の貼付、軟膏の塗布
- ⑥特別な疾患がない場合の爪切り及び爪ヤスリ
- ⑦日常的な口腔内の刷掃、清拭

⑧耳垢の除去

⑨ストーマの装具のパウチにたまった排泄物を捨てる

⑩自己道尿を補助する為のカテーテルの準備、体位の保持

⑪市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器を用いての浣腸

・介護計画書に記載以外のサービスはいたしません。

・暴言、暴力、ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

＜サービス利用料金＞

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（本体事業所：8時30分～18時、サテライト事業所：8時30分～17時30分）での料金は別紙1の通りです。

（1）利用料金のお支払い方法

別紙1の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、サービス利用の翌々月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

ア．次回訪問の際、訪問介護員に直接支払い（基本的に初回利用時のみ）

イ．下記指定口座への振り込みの場合は、振込み手数料はご負担下さい。

◎中国銀行 江見支店 普通預金 2500643

社会福祉法人 幸輝会 理事長 國富 隆夫

ウ．金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：トマト銀行、中国銀行、勝英農業協同組合、津山信用金庫、郵便局 など

（2）利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の50%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施がきない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為（一部可）3ページ参照
- ②利用者もしくはその家族等から物品等の授受
- ③利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

- | |
|--------------------------------------|
| ⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| ⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
| ⑦サービスを提供する上で知り得た事項を正当な理由なく第三者に漏洩する行為 |

7. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施 有 ・ (無)

実 施 日

実施した評価機関

開 示 状 況

8. 緊急時の対応について

利用者の体調急変などの緊急時には、主治医への連絡等、適切な対応いたします。

優先順 1	主治医	必ず利用開始までに報告して下さい。
優先順 2	第一連絡先	携帯電話等連絡取れる連絡先を教えてください。
優先順 3	第二連絡先	携帯電話等連絡取れる連絡先を教えてください。
優先順 4	消防署・救急車	緊急の場合は救急車を最優先に連絡します。
優先順位 5	行政機関	適切な行政機関へ連絡・報告します。

上記の内容は、訪問介護計画 3（別紙 2）として 2 部作成し、ご利用者宅・事業所へ保管し、ご家族、ご利用者、事業者が緊急連絡先を共有させていただきます。

9. 事故発生時の対応について

- (1) 事故発生の場合には、介護者、主治医、各関係機関と連携を取りながら速やかな対応をいたします。
- (2) 利用者の家族、関係する居宅介護支援事業所、市町村に対して速やかに連絡等を行います。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事故発生時の状況を調査分析し、再発防止策を講じるものとする。

10. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口でお受けいたします。

- ①苦情受付窓口（担当者） 押田 寛恵（サービス提供責任者）
 山下 亜也加（サービス提供責任者）
 難波 洋子（サービス提供責任者）

連絡先：0868-75-0041

受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30

- ②苦情解決責任者 芦田 誠（管理者）

- ③第三者委員 菊池 毅（社会福祉法人幸輝会監事）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○ 美作市役所 健康政策課

所在地 : 美作市未来1番地
電話番号 : 0868-75-3912
受付時間 : 月～金曜日 8:30～17:15

○ 赤磐市役所 保健福祉部

所在地 : 赤磐市下市344番地
電話番号 : 086-995-1116
受付期間 : 月～金曜日 8:30～17:15

○ 美咲町役場 長寿しあわせ課

所在地 : 久米郡美咲町原田1735番地
電話番号 : 0868-66-1115
受付期間 : 月～金曜日 8:30～17:15

○ 岡山県国民健康保険団体連合会 (介護110番)

所在地 : 岡山市北区桑田町17-5
電話番号 : 086-223-8811
受付時間 : 月～金曜日 8:30～17:00

- ☆ 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
なお、第三者委員に直接申出することもできます。
- ☆ 申し出のあった苦情等については誠意を持って話し合い、解決できるように配慮いたします。
- ☆ ご希望があれば、第三者委員の立会いによる話し合いもできるように配慮いたします。

同 意 書

社会福祉法人幸輝会は、指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、訪問介護ステーションいぶき

(サービス提供責任者) により重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意いたします。

又、指定訪問介護サービスの提供に関し、居宅介護支援事業者及び関係機関等に対して、個人及び家族の情報の提示を行うことに同意いたします。

※ 守秘義務・個人情報の使用について

訪問介護サービスを提供する上で知り得た情報は、医療上、緊急の必要性がある場合、もしくは、提供サービスの向上のための担当者会議等を除き、正当な理由なく第三者に漏らすこと又は使用することはありません。

令和 年 月 日

利用者住所

利用者氏名

印

同意者氏名

印

(本人との続柄：)

別紙1

提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について
令和6年6月よりの料金

《1 割負担の方》

種別	サービス内容		利用料	利用者負担額
身体介護のみ	身体 1 ・Ⅱ	20 分以上 30 分未満	2,680 円	268 円
	身体 2 ・Ⅱ	30 分以上 1 時間未満	4,260 円	426 円
生活援助のみ	生活 2 ・Ⅱ	20 分以上 45 分未満	1,970 円	197 円
	生活 3 ・Ⅱ	45分以上	2,420 円	242 円
身体介護と生活援助	身 1 生 1 ・Ⅱ	身体介護 20 分以上 30 分未満 +生活援助 20 分以上 45 分未満	3,400 円	340 円
	身 1 生 2 ・Ⅱ	身体介護 20 分以上 30 分未満 +生活援助 45 分以上 70 分未満	4,110 円	411 円
	身 2 生 1 ・Ⅱ	身体介護 30 分以上 1 時間未満 +生活援助 20 分以上 45 分未満	4,970 円	497 円

《2割負担の方》

種別	サービス内容		利用料	利用者負担額
身体介護のみ	身体 1 ・Ⅱ	20 分以上 30 分未満	2,680 円	536 円
	身体 2 ・Ⅱ	30 分以上 1 時間未満	4,260 円	852 円
生活援助のみ	生活 2 ・Ⅱ	20 分以上 45 分未満	1,970 円	394 円
	生活 3 ・Ⅱ	45分以上	2,420 円	484 円
身体介護と生活援助	身 1 生 1 ・Ⅱ	身体介護 20 分以上 30 分未満 +生活援助 20 分以上 45 分未満	3,400 円	680 円
	身 1 生 2 ・Ⅱ	身体介護 20 分以上 30 分未満 +生活援助 45 分以上 70 分未満	4,110 円	822 円
	身 2 生 1 ・Ⅱ	身体介護 30 分以上 1 時間未満 +生活援助 20 分以上 45 分未満	4,970 円	994 円

《3割負担の方》

種別	サービス内容		利用料	利用者負担額
身体介護のみ	身体 1・Ⅱ	20 分以上 30 分未満	2,680 円	804 円
	身体 2・Ⅱ	30 分以上 1 時間未満	4,260 円	1,278 円
生活援助のみ	生活 2・Ⅱ	20 分以上 45 分未満	1,970 円	591 円
	生活 3・Ⅱ	45分以上	2,420 円	726 円
身体介護と生活援助	身 1 生 1・Ⅱ	身体介護 20 分以上 30 分未満 +生活援助 20 分以上 45 分未満	3,400 円	1,020 円
	身 1 生 2・Ⅱ	身体介護 20 分以上 30 分未満 +生活援助 45 分以上 70 分未満	4,110 円	1,233 円
	身 2 生 1・Ⅱ	身体介護 30 分以上 1 時間未満 +生活援助 20 分以上 45 分未満	4,970 円	1,491 円

但し

- ※ 利用料金は単価に特定事業所加算Ⅱ(10%)を加算した金額で表示しています。
- ※ 一ヶ月の利用料金の合計金額に介護職員処遇改善加算 24.5%加算されます。
- ※ 新たに訪問介護サービスを利用された月は初回加算として 1 割負担の方は 200 単位、2 割負担の方は 400 単位 3 割負担の方は 600 単位 加算されます。
- ※請求は 1 ヶ月単位で行うため、端数処理により若干の金額の違いが生じる場合があります。
- ※「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ※上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- ※平常の時間帯（8 時 00 分から 18 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - ・夜間（18 時から 22 時まで）：25%増し
 - ・早朝（6 時から 7 時 30 分まで）：25%増し
 - ・深夜（22 時から 6 時まで）：50%増し、但現在はサービスしていません。

＊ 2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者、ご家族の同意の上、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

＊ 2 人の訪問介護員でサービスを行う場合

- （例）・ 体重に関係なく身体上の理由で 1 人での介護が困難な方
- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴言行為などが見られる方へサービスを行う場合

＊ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

＊ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＊ 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

＊ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 1 0 円